

---

平成27年度第2回  
評議会資料#1-1

# 平成28年度保険料率について

平成27年10月27日

# 1. 保険料率の推移

	平成20年度	平成21年 8月まで	平成21年 9月から	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
全国平均	8.20	8.20	8.20	9.34	9.50	10.00	10.00	10.00	10.00
三重支部	8.20	8.20	8.19	9.34	9.48	9.94	9.94	9.94	9.94
激変緩和 前	—	—	8.05	9.28	9.40	9.83	9.87	9.80	9.78
本来の 激変緩和	—	—	1/10	2/10	3/10	4/10	5/10	6/10	7/10
現在の 激変緩和	—	—	1/10	1.5/10	2.0/10	2.5/10	2.5/10	2.5/10	3.0/10
支援策				財政特例措置 (3か年)	財政特例措置 (3か年)	財政特例措置 (3か年)	財政特例措置 (2年延長)	財政特例措置 (2年延長)	
特記事項				H23.3.11 東日本 大震災		署名活動 全国大会		支部大会 全国大会	

## 2-1. 過去の評議会意見

### 平成24年度保険料率に対して

1	国庫引上げ要請については、もっと強く訴えるべきではないか。協会けんぽ加入者が3,500万人もいるのだから、皆が声を上げれば効果が大きいと思う。他支部で行っている「従業員の方々からの署名活動」が有効であれば、全国で展開してほしい。	国庫補助率
2	議論の仕方が悪いと思う。各支部から意見を出しても結果がどうなるか目に見えているので、国が責任を持って制度設計を行うべきだと考える。激変緩和措置に関して言えば、前提として都道府県ごとに医療費適正化に取り組む趣旨で協会けんぽが発足したわけだから、それに矛盾した事態をいつまで継続するのかということについて、説明責任を果たす時期にきているのではないか。	評議会の位置づけと皆保険制度
3	今の財政状況については構造的な問題であり、ますますひどくなることが予想される。それだけに皆が公平に負担するということが大切。国庫補助率20%へは、当然引上げていただきたいが、抜本的な医療保険制度を見直さないかぎり、対症療法的な対応では解決できない。制度の改変を求めるしか抜本的な解決策がないのであれば、制度改変の要望を運動していくしかないと思うが、やり方を考える時期にきていると思う。これまで「本部や支部から意見を出す」という方法で要望しているが、残念ながらこの3年間でそれに効果が無いことは明らかになってきているので、方法の見直しが必要かと思う。それを踏まえながら、今後も粘り強く要望を続けていくしかない。	皆保険制度
4	制度上の問題もあるが、高齢化が一番の問題ではないか。高齢者にも貧富の差があるので、応分の負担をすべきかと思う。公平性は重要である。	皆保険制度
5	民間給与がこれだけ下がっている中で診療報酬の引上げは納得できない。	その他

## 2-2. 過去の評議会意見

### 平成25年度保険料率に対して

1	来年度の国庫補助率が決まっていない現状では、議論をするタイミングではない。国庫補助率が16.4%の場合、または20%の場合等の過程で議論しても意味がない。	前提条件
2	中期的財政運営が本当に実現可能か。これが確かでない、準備金について議論しても絵に描いた餅になる。	前提条件
3	平成25年度については、当初の予定内のものを実行するため、今見直すタイミングではない。しかし、制度の延長により本来の主旨が変わってきていると思う。年限を区切って、激変緩和なのか恒常的な地域格差の緩和なのか主旨を明確にし、国と全国の協会けんぽで責任を持って検討していただきたい。	激変緩和
4	変更時期を遅らせると、さらなる保険料率の上昇が考えられる。これ以上の保険料率の上昇を避けるためにも4月納付分からが妥当と考える。	納付時期

### 平成26年度保険料率に対して

1	今後の中小企業の存続にかかわる問題として、国庫補助率20%等の要望事項を協力を訴求していただきたい。	制度改正
2	平均保険料率を10%に維持することが基本。平均保険料率10%を最低限、現状維持すべき。	保険料率
3	激変緩和措置は都道府県別の本来の目的が揺らぐため、当初の計画どおり遂行すべき。	激変緩和

### 3. 平成28年度保険料率に関する論点

---

#### 【論点1】 平成28年度保険料率について

平成28年度保険料率についてどのように考えるべきか。

○直近5年間の収支見通し(27年9月試算)等も踏まえて、28年度保険料率についてどう考えるか。

※9月18日の運営委員会では、

- ・単年度収支均衡が原則であり、引き下げられているときは引き下げて、引き上げる必要があるときは引き上げるということでもよいのではないかという意見と、
- ・長いスパンで安定的に運営できる水準にしたほうがよいのではないか、という意見があった。

#### 【論点2】 激変緩和措置について

平成28年度の激変緩和措置についてどのように考えるべきか。

○平成28年度の激変緩和措置についてどう考えるか。

※平成27年度の激変緩和率は3.0/10

※今年5月に成立した医療保険制度改革法により、激変緩和措置の期限が、医療に要する費用の適正化等にかかる協会の取組みの状況に応じて平成36年3月31日までの間で政令で定める日とされているが、現時点では、激変緩和措置の期限は平成32年3月31日まで。期限までに激変緩和率を均等に引き上げる場合は、毎年度1.4/10ずつ引上げる必要あり。

#### 【論点3】 変更時期について

保険料率の変更時期は、3月分(4月納付分)からでよいか。